

医療観察法と地域精神保健の対応

大阪保護観察所
社会復帰調整官 川原 健史

H19 / 1 / 27

医療観察法の目的 1

1 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者
に対し、
その適切な処遇を決定するための手続等を定める
ことにより、
継続的かつ適切な医療並びに
その確保のために必要な観察及び指導を行うこと
によって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行
為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進
することを目的とする。

(医療観察法第1条1項)

医療観察法の目的 2

- この法律による処遇に携わる者は、前項に
規定する目的を踏まえ、心神喪失等の状
態で重大な他害行為を行った者が円滑に
社会復帰をすることができるように努めな
ければならない (医療観察法第1条2項)

医療観察法の対象者

殺人・放火・強盗・強姦・傷害・強制わいせつ等
の重大な他害行為を行った人のうち、精神に障害
があつて心神喪失等により、刑事上の責任を問え
ない(責任能力上)ため

不起訴処分

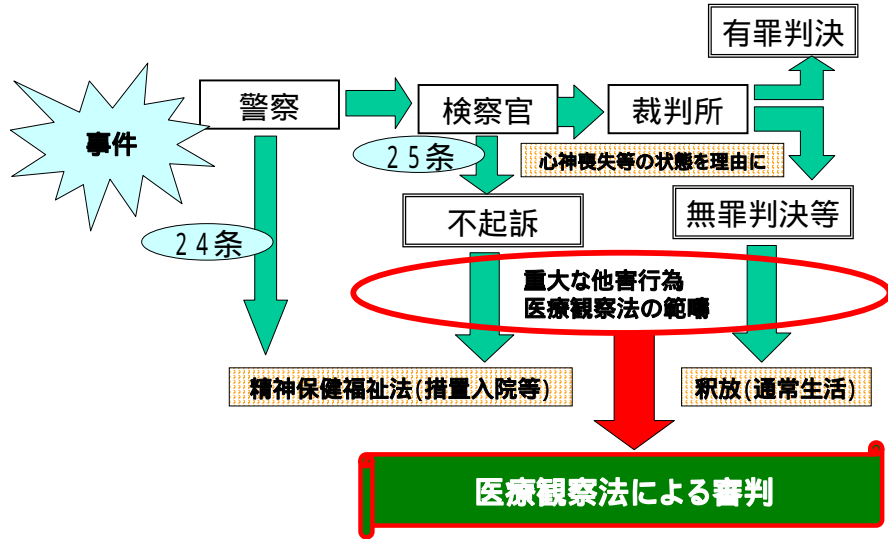
無罪判決

刑の減輕(実刑を除く)

を受けた人(原則として未成年者は対象にはならない)

「社会に復帰することを促進するため、この法律
による医療を行う必要」があると認める場合
(疾病性と治療反応性)

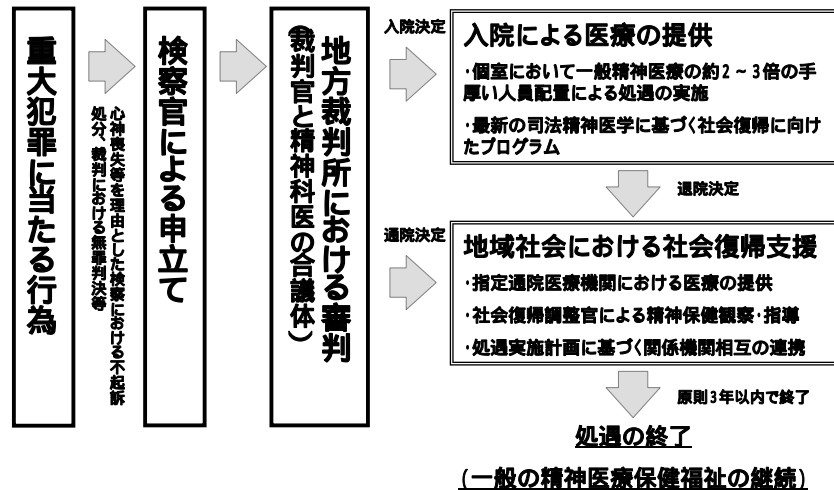
医療観察法当初審判までの流れ



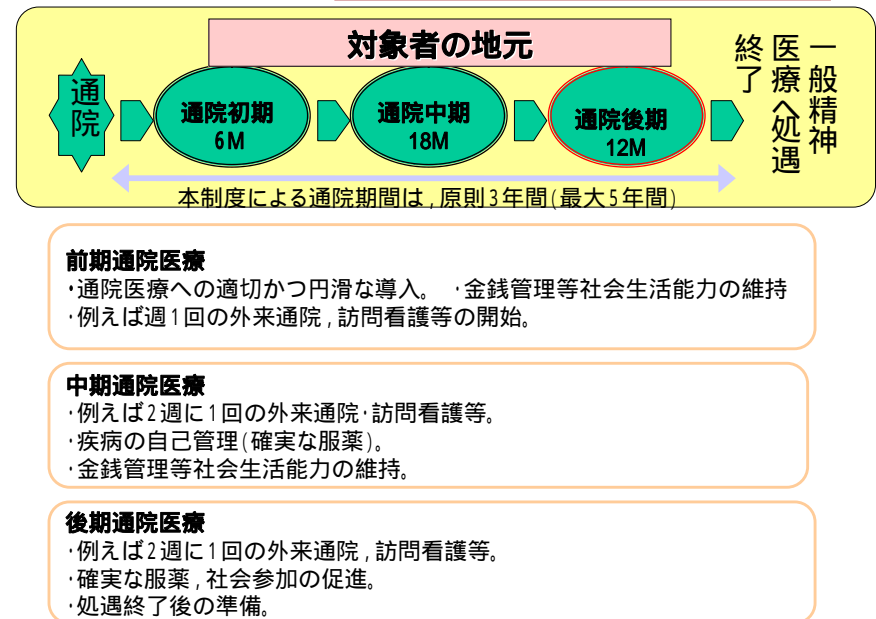
医療観察法のポイント

- < 公正な手続きの実現 >**
裁判所において、適切な鑑定や専門家・関係機関の意見を踏まえ、終了時期等を含め、もっとも適切な処遇を合議体(裁判官・精神保健審判員【医師】)で決定
- < 専門的医療の提供 >**
国公立の指定入院医療機関において、その症状に応じた適切な医療、及び処遇を全額国費で実施(一施設30床で、全国24ヶ所程度整備予定)
- < 地域ケアの確保と継続性 >**
退院後は、指定通院医療機関で医療を継続。保護観察所が都道府県市等と連携の上、処遇の実施計画を策定し、地域での処遇を実施(3~5年で従来の地域ケアへ移行)
- < 被害者等への配慮 >**
被害者等に審判の傍聴を認め、また、審判の結果を通知する仕組みを創設

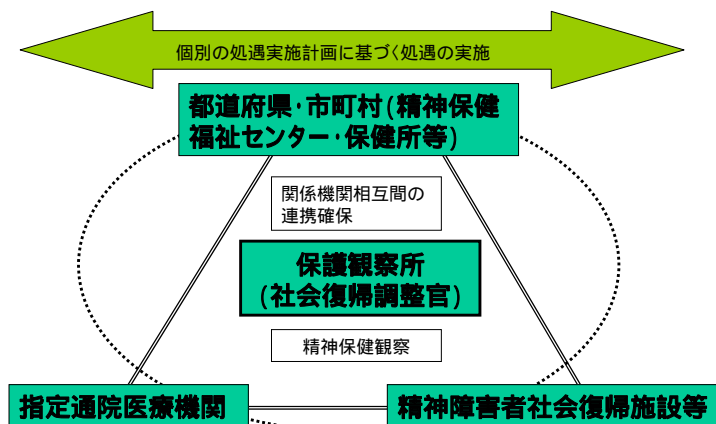
医療観察法の流れ



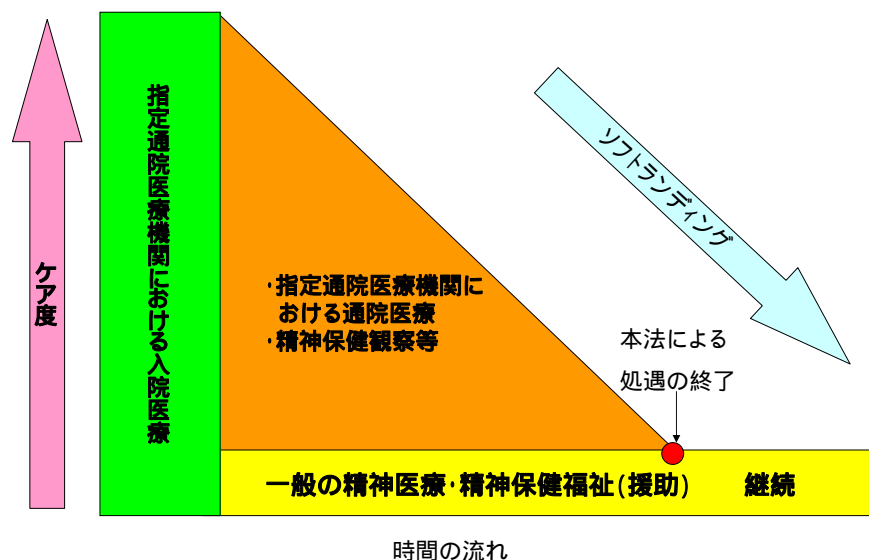
対象者の病状に応じた治療プログラムに基づく医療の提供



地域社会における連携体制



対象者への地域処遇の実施を支える仕組み(イメージ)



ケア会議の実施

- 保護観察所は定期的又は必要に応じケア会議を開催する。
- 地域社会における処遇に携わる関係機関等が、対象者に関する必要な情報を共有し、処遇方針の統一を図るほか、**処遇実施計画**(法104・105条)の協議・見直しや各種申立ての必要性等について検討する。本人・保護者の参加も可。
- ケア会議で決定されたことに関して対象者に懇切・丁寧に説明する。

処遇の実実施計画 記載内容例

処遇の目標・本人の希望部分(例)

(1) 処遇の目標
退院後のストレスに適切に対処しながら、地域生活に早く慣れ、医療を継続して得られるように支援する。
(2) 本人の希望
入院をしないで、地域生活を安心して暮らしたい。 短期(2～3か月):生活のリズムを保ち、服薬を忘れずに行いたい。 長期(6か月):日中の過ごし方を考え、活動を広げたい。

実施計画におけるケア会議部分(例)

(3)ケア会議等			
開催回数	退院後,最初の6か月間は,原則として毎月1回開催。	開催場所	保健所, 地域生活支援センター, 病院等 で適宜開催。
検討事項	必要な医療の確保の手立てについて 日中の過ごし方について 周囲とのつながりを保つための手立てについて 安心して地域生活が継続できるための手立てについて 関係者との連絡体制について		
留意事項	から,ケア会議の際に,できるだけ保護者()の出席を依頼する。		
連携方法	社会復帰調整官による多職種チーム会議への参加及び援助実施機関からの電話等による定期報告(月1回)		

実施計画における通院医療部分(例)

(4)処遇の内容・方法					
目標	1 通院医療を受け服薬を継続することができる。 2 本人と家族が良好な家族関係を維持できる。 3 本人と担当者が良好な信頼関係を構築する。				
通院治療	内容	機関名・所在地	担当者	回数	実施方法等
	通院医療	病院市・	医師	週1	個別の治療計画による。信頼関係の構築に重きを置く。
	訪問看護	病院	看護師	週1	個別の治療計画による。なお、訪問時服薬状況を確認する。また、複数での訪問を予定(必要に応じ、他機関スタッフとの同行訪問)。

実施計画における精神保健観察部分(例)

精神保健観察	目標	退院直後のため,環境の変化に伴う病状の変化及び生活状況を見守り,継続的な医療の確保を支援する。	
	方法	接触方法	当面の6か月は,毎月1回,原則として自宅訪問して実施する。
		報告	毎月1回,関係機関からの報告(電話等適宜の方法)を受ける。報告内容に応じ,社会復帰に影響する要因等について適宜評価を行い,その結果を本人及び関係機関に連絡する。
	指導助言その他の措置	自分自身,他者に対する生命を尊び,自分自身,他者の生き方,暮らしを大切にすることを意識を促す。 医療観察制度下にある意味を自覚し,自らの暮らしに必要な医療を主体的に活用できるよう理解を促す。 生活のリズムを保つなど本人の自覚する生活課題を共有し,解決に向けた取組みを支える。	

実施計画における援助部分(例)

援助	機関名	担当者	内容・目的	方法	回数	備考
	保健所	PSW	全般的な状況把握・精神保健福祉サービスに関する相談等	訪問又は面接による生活指導及び地域生活の見守り	月1	
	市障害福祉課	係長	精神保健福祉サービスの相談	窓口で随時受付	随時	
	地域生活支援センター	PSW	日常生活に関する相談	本人からの相談に応じる	随時	
	××作業所	OT	規則正しい生活が送れるよう援助	職業訓練プログラムに参加	週3	
	精神保健福祉センター	PSW	処遇の実施計画やケア会議のあり方について助言	計画策定時に参加し,助言等を行う。	随時	

実施計画における緊急時対応部分(例)

(5) 緊急時の対応

1 本人の対応

困ったことがあるときは、その都度、関係機関からの訪問や受診等の際に自ら担当者に相談する。
精神的・身体的不調を感じる時等は速やかに 病院へ受診する。

2 家族の対応

1の対応が行われるよう本人に勧める。ただし、困難な場合は、家族は関係機関に速やかに連絡し、相談する。

3 関係機関の対応

通院等で精神症状の悪化が認められた場合は、精神保健福祉法上の入院等を行い医療の確保に向けた方策を講じる。関係機関が訪問等で精神症状の悪化を確認した場合、 病院(主治医)へ連絡し、速やかに医療を確保するための指示を仰ぐ。夜間・休日については、精神科救急システムを活用する。なお、精神科救急システムの活用のため、当初から情報提供を関係機関に行っておく。

(6) その他の留意事項

(本制度の処遇終了後の一般の精神医療・精神保健福祉サービスの利用に関する事項)

現在は退院直後のため、約6か月経過以降に検討を始める。

(その他)

関係機関の連絡先は別表のとおり。

病状悪化等による緊急時の対応

ガイドラインより

- 対象者の病状悪化が認められた場合には、その病状に応じて、**あらかじめ協議していた対応方法に基づき**、対象者に適切な精神科救急医療を提供するとともに、**精神保健福祉法による任意入院、医療保護入院、措置入院**などを適切に行うなどして必要な医療の確保に努める。精神保健福祉法による入院が行われた場合には、関係機関は、その旨を速やかに保護観察所に連絡する。
- 精神保健福祉法での入院を妨げない(法115条)
- 精神保健福祉法での入院等、適切な医療の確保
- 本法における再入院は最後の手段
- 保護観察所の役割
再入院の申し立て 法59条(指定通院医療機関の意見を付す)
裁判所から発せられた同行状に基づき、地方裁判所へ同行(病院への同行ではない)法61条6